

全国健康関係主管課長会議資料

平成28年2月3日(水)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
結核感染症課

目 次

1. 感染症対策について

- (1) 感染症法改正について…………… 1
- (2) 一類感染症対応について…………… 1
- (3) 蚊媒介感染症にについて…………… 1
- (4) 鳥インフルエンザ対策について…………… 2
- (5) 中東呼吸器症候群 (MERS) について …… 2
- (6) 狂犬病予防対策について …… 2
- (7) 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) について …… 2
- (8) 動物由来感染症対策について …… 3
- (9) 今冬のインフルエンザ対策について …… 3
- (10) 結核対策について …… 4
- (11) HTLV-1対策について …… 4
- (12) 性感染症対策について …… 5
- (13) 風しん対策について …… 6

2. エイズ対策について

- (1) HIV検査・相談事業について …… 6
- (2) 感染者等の長期療養体制の整備について …… 6
- (3) その他 …… 7

3. 新型インフルエンザ等対策について

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種について …… 8
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針について …… 8

1. 感染症対策について

(1) 感染症法改正について

平成 26 年 11 月、感染症に対し、より効果的な対策を講じるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。

この改正法は公布以来順次施行されてきたが、未施行の規定が本年 4 月 1 日に施行され、

- ・ 全ての感染症について、都道府県知事が患者等に対し検体の採取等に応じるよう要請できるようになるとともに、医療機関等に対して保有する検体を提出することを要請できるようになる。
- ・ さらに、一部の五類感染症（季節性インフルエンザ）の患者の検体又は感染症の病原体を提出する機関を指定し、患者の検体又は感染症の病原体の一部を都道府県知事に提出する制度が創設される。

また、入手した検体等について、都道府県知事は検査を実施し、その結果を厚生労働大臣に報告することとなる。この検体等の検査に関する省令も同日から施行されることとなっているため、必要な検査体制の整備等にご協力を御願います。

(2) 一類感染症対応について

エボラ出血熱については、平成 26 年 3 月、ギニアが WHO に対しアウトブレイクの発生を報告して以来、ギニア、リベリア、シエラレオネの西アフリカ 3 か国を中心に感染が拡大した。

平成 27 年 12 月の世界保健機関（WHO）による、ギニアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、ギニアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめたことをもって、西アフリカに 21 日以内に渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応は終了した。

今回のエボラ出血熱への対応での様々な経験を踏まえつつ、今後、国際的に脅威となる感染症が発生する可能性を見据えて、これらの感染症の発生予防及びまん延を防止するための対策を強化することが重要であることから、「ウイルス性出血熱等一類感染症への行政対応の手引き（仮称）」の策定にむけて検討を進めているところである。

(3) 蚊媒介感染症について

平成 26 年 8 月、我が国では約 70 年ぶりとなるデング熱の国内感染事例が報告された。厚生労働省では、一連の対応を通じて明らかとなった問題点も踏まえ、蚊媒介感染症の予防対策を総合的に推進するため、感染症法第 11 条に基づく「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」を平成 27 年 4 月に告示した。指針では、平常時及び国内感染事例発生時の媒介蚊対策、国民を含めた個人等の対応についても言及した。また、平成 26 年に出した自治体向け手引を改訂するとともに、医療機関における診療ガイドラインを併せて提供した。

都道府県等においては、これらの指針及び手引等を参考に、平常時からの蚊

の密度調査や幼虫蚊対策、国内感染症例発生時の疫学調査や蚊の駆除、職員の養成、住民への普及啓発等の蚊媒介感染症対策の実施をお願いする。

また、ジカウイルスによるジカ熱については、アフリカ、中央・南アメリカ、アジア太平洋地域で発生が確認されている。昨年、中南米での流行があり、ブラジル保健省が、小頭症の新生児が例年よりも多く確認されたことで、ジカ熱と小頭症の関連がみられると発表し、本年1月には、米国CDCが、妊婦は流行地域への渡航を控えるよう警告を出した。これらを踏まえて、厚生労働省では、自治体等に対して情報提供を行ったところであり、ジカ熱に関する注意喚起等について協力をお願いしたい。

(4) 鳥インフルエンザ対策について

H5N1については、平成15年より発生が確認されており、本年も、エジプトにおいて100名を超える患者が確認されている。また、H7N9については、平成25年に初めて患者が報告されて以降、主に中国で、毎年冬になると多数の患者が報告されていたが、今シーズンにおける発生は散发事例のみである。それ以外の鳥インフルエンザについても、報告される患者数こそ少ないものの、世界各地で様々な亜型の感染事例が散发している。引き続き、国内で鳥インフルエンザに感染した疑いがある者が確認された際には、関係通知に基づき、適切な対応をお願いする。

(5) 中東呼吸器症候群（MERS）について

中東呼吸器症候群（MERS）については、平成24年9月以降、サウジアラビア、アラブ首長国などの中東地域を中心に、患者が発生しており、世界各国で輸入症例が確認されている。昨年5月には韓国で輸入症例を起因とした感染拡大事例が発生し、我が国も国内で患者が発生した際に迅速な対応が出来るよう、体制を整えた。MERSは、基礎疾患のある者や高齢者で重症化しやすく、接触者間での限定的なヒト-ヒト感染も確認されていることから、引き続き、MERSに感染した疑いがある者が確認された際は、関係通知に基づき、適切な対応をお願いする。

(6) 狂犬病予防対策について

狂犬病は、我が国では国内対策及び水際対策を徹底してきたことにより、昭和32年の動物での発生を最後に認められていない。しかしながら、依然として諸外国、特にアジアやアフリカの国々を中心として多くの死亡者も出ている。このように、我が国へ侵入するリスクは依然として存在することから、日頃から発生に備えておく必要がある。各自治体におかれては、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射の徹底など、引き続き、関係市町村及び獣医師会等関係団体との連携協力の下、狂犬病予防対策の推進をお願いする。

また、平成26年8月の通知を参考として、国内で狂犬病に罹患した動物が発生した場合の迅速な検知など、各自治体におかれては、引き続き体制を整備するようお願いする。

(7) 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) について

平成 25 年 1 月に、マダニ媒介性疾患の重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) の症例が国内で初めて報告されたことを受け、同年 3 月に四類感染症に指定された。平成 27 年 12 月 27 日までに、20 府県で患者 173 名 (うち 47 名死亡) を超える患者が報告されている。

各自治体におかれては、引き続き、SFTS を含めたダニ媒介性感染症に関する調査・研究への御協力をお願いするとともに、住民に対する適切な情報提供や注意喚起などの対応をお願いする。

(8) 動物由来感染症対策について

① 獣医師の届出対象感染症について

平成 27 年における獣医師からの届出状況は、細菌性赤痢のサル 6 件であり、今後も引き続き迅速な届出への御配慮をお願いする。なお、獣医師から届出を受けた都道府県等においては、感染症法に基づく積極的疫学調査の実施、ねずみ族・昆虫等の駆除等のまん延防止措置など人への感染防止のための所要の措置について、遺漏なきよう対応をお願いする。

② 動物の輸入届出制度

平成 17 年 9 月から、輸入動物を原因とする感染症の発生を防止するとともに、問題発生時の迅速な追跡調査を可能とするため、動物の輸入届出制度を導入している。都道府県等においては、引き続き管内の動物取扱者等関係者への同制度の周知について協力をお願いするとともに、万が一、感染症に感染した疑いのある動物の輸入が判明した場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査や人への感染防止のための所要の措置について、迅速な協力をお願いする。

(9) 今冬のインフルエンザ対策について

① 総論

今冬のインフルエンザの流行シーズンに備え、平成 27 年 11 月に「今冬のインフルエンザ総合対策」を取りまとめたところである。これに基づき、厚生労働省のホームページにインフルエンザに関する情報等を掲載した専用のページを開設し(※)、流行状況の提供、予防接種に関する情報提供や Q&A の作成・公表等を行っている。

改めて、インフルエンザ予防対策の周知・徹底をお願いする。



インフルエンザ予防啓発ポスター▲

協力いただいた自治体 73 か所（うち都道府県 16 か所）

その他、企業、病院、学校等団体 19 団体（平成 28 年 1 月現在）

※平成 27 年度今冬のインフルエンザ総合対策について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

② インフルエンザの流行状況等について

今シーズンにおいては、平成 28 年第 1 週（平成 28 年 1 月 4 日～平成 28 年 1 月 10 日）に、インフルエンザの患者発生報告数がインフルエンザ流行の開始の目安としている 1.00 を上回り、流行入りしたところである。流行が年をまたいだのは、平成 18 年のシーズン以来である。

今後とも、インフルエンザの流行状況等を注視しつつ、都道府県等に対し、必要な情報を適時適切に提供していく。

(10) 結核対策について

結核については、官民一体となった取組が功を奏し、平成 26 年の新登録結核患者は 19,615 人となり、結核の統計を取り始めて以来、初めて 2 万人を下回った。罹患率（人口 10 万対）についても、平成 25 年の 16.1 から平成 26 年には 15.4 となり、順調に減少を続けているが、依然として低まん延国の水準である 10.0 には至っていない。

厚生労働省としては、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに低まん延国となることを目指しており、今後も健康診断、公費負担医療、予防接種、直接服薬確認療法（Directly Observed Treatment, short-course : DOTS）による対策等、総合的に対策を進めていく。

「結核に関する特定感染症予防指針」については、結核を取り巻く現況や平成 26 年 11 月の感染症法改正等を踏まえ、本年夏頃の改正を目処に、厚生科学審議会結核部会において、審議を行っているところ。

また、レボフロキサシン：LVFX（クラビット®）について、平成 27 年 8 月に「肺結核及びその他の結核症」に対する適応追加が薬事承認されたこと及び日本結核病学会による治療指針が見直されたことを踏まえ、「結核医療の基準」について所要の改正を行うべく、現在手続中。

告示され次第速やかに、SARSOPC 登録アドレス宛てに情報提供を行う。

(11) HTLV-1 対策について

HTLV-1 対策については、平成 22 年 12 月に取りまとめられた「HTLV-1 総合対策」に基づき、総合的に推進している。

HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）の感染者は、全国に約 100 万人以上と推定されており、ATL（成人 T 細胞白血病）や HAM（HTLV-1 関連脊髄症）といった重篤な疾病を発症する可能性がある。このため、国は、地方公共団体、医療機関、患者団体等との密接な連携を図り、総合対策を強力に推進することとしている。厚生労働省においては、これまでに 9 回にわたり HTLV-1 対策推進協議会を開催し、患者や学識経験者その他関係者からの意見を聞きつつ、総合対策を推進してきた。

具体的には、①23 年度から、特定感染症検査等事業として、保健所において HTLV-1 検査及び HTLV-1 に関する相談指導を実施している。また、②HTLV-1 キヤリアや ATL・HAM 患者からの相談に対応できるよう、保健所、がん相談支援センター及び難病相談・支援センター等における相談体制を構築するほか、研修の実施、マニュアルの配布等を行っている。さらに、③国民への正しい知識の普及を行うとともに、都道府県等の御協力を得ながら作成した相談機関のリストを厚生労働省の HTLV-1 ポータルサイトで公開する等、患者家族などに役立つ情報を提供している。

これらの施策の実施に当たっては、感染症・がん・難病の担当課だけでなく、母子保健担当課との連携が不可欠であり、地方自治体における連携体制の確保等につき、引き続き御協力をお願いする。

なお、厚生労働科学研究に、HTLV-1 関連疾患研究領域を設置し、28 年度においても、引き続き約 10 億円の研究費を確保することとしている。

※HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）に関するホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou29/>

(12) 性感染症対策について

性感染症については、感染症の発生動向調査によれば、10 代後半から 20 歳の男女の患者報告数が最も多く、特に若年層を中心とした重要な健康問題となっている。

予防対策に当たっては、若年層における発生の割合が高いことや、性行動が多様化していることなどを踏まえ、性感染症に関する特定感染症予防指針に基づき、教育委員会等の関係機関と連携しつつ、性感染症の感染・まん延防止に努めていただくよう引き続きお願いする。

また、国の補助事業としては、「特定感染症検査等事業」において保健所が行う性感染症検査及び検査前・後の相談事業に対して、また「感染症対策特別促進事業」において性感染症に関する普及啓発事業に対して、それぞれ国庫補助を行っており、体制確保の充実を図っていただいているところである。引き続き、性

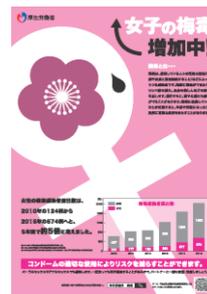


性感染症予防啓発リーフレット

感染症対策の一層の推進をお願いする。

なお、厚生労働省ウェブサイトにて性感染症に関する専用ページを開設し、性感染症の疾患別情報のほか、性感染症に関する特定感染症予防指針に関する情報、発生動向のデータ等の施策情報を順次掲載している。

特に近年、梅毒届出数が若年女性において増加していることを踏まえ、昨年11月若年女性をターゲットとした梅毒予防啓発のリーフレットを作成し、地方自治体に配布したところであり、ウェブサイトにも掲載しているので、是非、活用していただきたい。



梅毒予防啓発リーフレット

※性感染症に関するページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansen-shou/seikansenshou/

(13) 風しん対策について

平成25年の風しん流行を受け策定した「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、先天性風しん症候群の発生予防等を含め、風しん対策を一層徹底して実施するよう、引き続き御協力をお願いする。

2. エイズ対策について

我が国における平成26年のHIV感染者・エイズ患者（以下「感染者等」という。）の新規報告数の合計は1,546件となっている。

報告数の年齢別内訳では、20代から30代の割合が多く、また、感染経路別内訳では、性的接触（特に男性同性間性的接触）が大部分を占めている状況である。

また、平成26年の保健所等におけるHIV抗体検査件数は、145,048件であった。（過去最多は、平成20年の177,156件）

感染拡大防止の観点からも、保健所で実施している無料匿名のHIV検査等による早期発見を進めて頂けるよう、検査機会の充実や積極的な啓発が重要である。

（参考）

○新規HIV感染者・エイズ患者報告数（確定値）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
新規HIV感染者	1,075	1,056	1,002	1,106	1,091
新規エイズ患者	469	473	445	484	455
計	1,544	1,529	1,447	1,590	1,546

○保健所等におけるHIV抗体検査件数

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
HIV抗体検査件数	130,930	131,243	131,235	136,400	145,048

都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）におかれては、引き続き、エイズ予防指針に基づき、以下の事項に留意し、エイズ対策に取り組まれるようお願いする。

（１）H I V検査・相談事業について

早期発見・早期治療及び社会における感染拡大防止の観点から、引き続き、H I V検査普及週間（６月１日～７日）や世界エイズデー（１２月１日）に合わせた臨時の検査・相談の実施、N G O等との連携、迅速な検査や夜間・休日検査等の利便性の高い検査・相談体制の整備をお願いする。

（２）感染者等の長期療養体制の整備について

H I V治療の進歩により、高齢化に伴う慢性疾患や透析等の治療、介護の問題が増えているものの、知識・技術不足や差別・偏見により、十分な体制が整備されているとは言えない状況である。

感染者等に対する在宅医療・介護の環境を整備するため、平成 24 年度より介護施設や訪問看護の職員を対象に中核拠点病院での実地研修事業を行っている。各都道府県においては、介護施設や中核拠点病院と連携しつつ、これらの研修を活用し、感染者等に対する在宅医療・介護環境の整備を積極的に進めていきたい。

また、各都道府県において中核拠点病院を設置いただいているところであるが、未だ各ブロックのブロック拠点病院に患者が集中している。これを踏まえ、平成 24 年度より、中核拠点病院の看護師がH I V医療に必要なチーム医療の調整及びブロック・治療拠点病院等との調整に必要な能力を習得することを目的とした研修事業を開始しているため、積極的にご活用いただきたい。

また、糖尿病等の罹患により、腎障害を合併し、人工透析の処置を必要とする感染者等が増加している。透析に関しては、H I V感染患者透析医療ガイドラインの周知を改めてお願いするとともに、地域の透析医療機関のネットワーク構築にご協力いただきたい。

（３）その他

① エイズ対策促進事業について

エイズ対策の推進を図る観点から、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえた対策の企画・立案を行う「エイズ対策推進協議会」等の設置・運営をお願いしている。

未設置の都道府県等におかれては、設置の上、地域の関係団体等との連携・協力によりエイズ対策の円滑な実施を図るようお願いする。

② 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象となる医療の範囲について

本事業の対象となる医療の範囲については、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」（平成 17 年 4 月 1 日健疾発第 0401003 号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）により「先天性血液凝固因子欠乏症」「血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症並びに当該疾患に付随して発現する傷病」と通知しているところである。

各都道府県におかれては、公費負担の対象となる医療の範囲について、あらためて関係機関に周知していただきたい。

③ HIV診療等に関する各種マニュアル等の周知について

薬害エイズ患者を含む感染者等に対する医療については、厚生労働科学研究（エイズ対策研究）班や関係学会により各種マニュアル・ガイドラインが作成されているので、各都道府県におかれては、医療機関等へ周知していただきたい。

（掲載先URL：エイズ予防情報ネット（<http://api-net.jfap.or.jp/>））

④ 歯科の医療体制整備について

歯科の医療体制整備については、「歯科医療機関におけるHIV感染者等の診療体制について」（平成17年5月6日医政歯発第0506001号厚生労働省医政局歯科保健課長、健疾発第0506001号健康局疾病対策課長通知）により示しているが、未だ積極的に感染者等を受け入れる歯科診療所の数は少なく、今後の感染者等の医療需要に十分対応できる状況ではない。HIV治療における歯科診療の充実が図られるよう、地域の歯科医療機関のネットワーク構築にご協力いただきたい。

⑤ NGO等への支援事業について

より効果的なHIV感染予防の普及啓発や患者支援を行うためには、HIV陽性者や同性愛者等で構成されるNGO・NPOによる当事者性のある活動が必要であり、国はその活動へ支援を行っている。コミュニティセンターにおける男性同性愛者向けの予防啓発活動や、陽性者支援のための電話相談事業等を実施しているので周知いただきたい。

各都道府県においても男性同性間で性的接触を行う者（MSM）向けの予防啓発や、保健所等におけるHIV検査相談に関する啓発資料の作成の際に、各コミュニティセンターを活用する等、個別施策層に対する対策を積極的に進めていただきたい。

⑥ 血友病薬害被害者手帳について

本年は、HIV訴訟の和解から20年を迎えるところ、このたび、「血友病薬害被害者手帳」を作成し、3月に対象者に向けて送付する予定である。

この手帳は、HIV感染被害者（血友病治療のために使用していた血液凝固因子製剤によりHIVに感染し、健康被害を被った方）が、医療、福祉等各種公的サービスを必要に応じて適切に利用できるよう、和解に基づく恒久的被害者対策等を取りまとめたものである。

手帳の内容については、今後、各都道府県に対しても、情報提供する予定であるので、各都道府県においては、手帳の内容について改めてご理解いただき、管内医療機関に周知していただきたい。

3. 新型インフルエンザ等対策について

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種について

新型インフルエンザ等対策における特定接種については、政府行動計画にお

ける接種順位の基本的な考え方を踏まえ、新型インフルエンザ医療等に従事する医療関係者について、平成 25 年 12 月から都道府県等の協力をいただきながら登録申請を受け付けた。今年度中に、特定接種管理システム（以下「システム」という。）への名簿登載が完了する予定であり、登録された旨をシステムから申請者宛に連絡した上、登録事業者を厚生労働省のホームページで公表する予定である。

また、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録申請については、本年 1 月 6 日付けで登録要領、申請のための入力の手引き、Q & A 等を都道府県及び関係府省庁へ通知し、その周知及び申請内容の確認に関する御協力をお願いしたところである。今後、申請内容を確認する組織をシステムに登録し、その体制が整い次第、システムによる登録申請の受付を開始する予定である。

（2）抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針について

新型インフルエンザの発生に備え、平成 17 年度から抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を開始した。

今般、過去に購入した薬剤の一部が有効期限を迎え、備蓄量が目標量を下回ること、また、臨床現場ではタミフル、リレンザ以外の薬剤も使用されていることから、平成 27 年 10 月、新型インフルエンザ等対策有識者会議において、今後の備蓄方針について検討を行った。

その結果、

- ・備蓄目標量は、国民の 45%相当量を維持するが、今後の人口変動を鑑み 5, 650 万人分とすること。
- ・流通備蓄を現行の 400 万人分から 1, 000 万人分とすること
- ・備蓄薬剤は既存のタミフル、リレンザのほか、タミフルドライシロップ、ラピアクタ、イナビルとすること
- ・タミフルドライシロップ（小児用）を迅速に、ラピアクタ（重症患者用）を優先的に備蓄すること

等の提言を受けた。

これを受け、新型インフルエンザ発生時に、緊急的に必要となるタミフルドライシロップ（小児用）及びラピアクタ（重症患者用）の国の購入経費（31 億円）を今年度の補正予算に計上した。

都道府県における購入経費は、交付税措置により対応することとしており、都道府県別の新たな備蓄目標量等について、1 月を目途にお知らせする予定である。今後は、新たな備蓄目標に基づき備蓄を行っていただくようお願いする。

参 考 资 料

— 参 考 資 料 目 次 —

1. 平成28年度結核感染症課予算(案)の概要	資 - 1
2. ジカ熱に関する情報提供及び協力依頼について(自治体宛て)	資 - 3
3. ジカ熱に関する情報提供及び協力依頼について(検疫所宛て)	資 - 5
4. 新規H I V感染者・エイズ患者報告数、検査・相談件数推移	資 - 8
5. 平成27年度H I V検査普及週間における検査・相談体制	資 - 9
6. 平成27年度「世界エイズデー」前後における検査・相談体制	資 - 10
7. エイズ治療拠点病院選定状況	資 - 11
6. H I V診療等に関するマニュアル・ガイドラインについて	資 - 16

平成28年度結核感染症課予算（案）の概要

1. 感染症対策

（単位：千円）

平成27年度 予算額	平成28年度 予算額（案）	差 引 増△減額	伸 率
千円 [14,211,359] (9,428,741) 7,822,414	千円 [16,433,977] (11,734,845) 10,031,069	千円 [2,222,618] (2,306,104) 2,208,655	対前年度 +15.6% 対前年度 +24.5% 対前年度 +28.2%
<p>改正感染症法の完全施行(平成28年4月)に伴い、情報収集・検査体制の強化を進めるとともに、新型インフルエンザ等の感染症の発生に備え、プレパデミックワクチンの備蓄、特定感染症病床の設備整備等を行う。</p>			
1. 感染症の発生・拡大に備えた事前対応型行政の構築			[2,508,757] [5,033,926]
<ul style="list-style-type: none"> ⑨・プレパデミックワクチンの備蓄経費 2,409,181 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生動向調査事業費〔負担金〕 補助率：1/2 752,262 ・感染症対策特別促進事業費〔補助金〕 補助率：1/2・10/10 344,907 <ul style="list-style-type: none"> うち結核対策特別促進事業（DOTS事業等） 補助率：10/10 256,549 ・インフルエンザ薬剤耐性株サーベイランス事業費 77,338 ・病原体等管理体制整備事業費 56,207 ⑩・病原体検査実施支援費 39,105 			2,144,368 → 4,633,546
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (参考)平成27年度補正予算案 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄経費等 31億円 </div>			
2. 良質かつ適切な医療提供体制の整備			[4,494,681] [4,289,876]
<ul style="list-style-type: none"> ・結核医療費〔負担金・補助金〕 補助率3/4・1/2（沖調：1/2・3/4・8/10・10/10） 3,538,978 ・感染症指定医療機関運営費〔補助金〕 補助率1/2 728,378 			4,494,681 → 4,289,876
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生施設等施設整備費補助金 補助率1/2 2,019,000の内数 ・感染症指定医療機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関施設 ・保健衛生施設等設備整備費補助金 補助率1/2 1,560,000の内数 ・感染症外来協力医療機関設備（個人防護具・HEPAフィルター付パーティション・空気清浄機の補助） ・新型インフルエンザ患者入院医療機関設備（人工呼吸器、PPE、簡易陰圧装置の補助） ⑩ 特定感染症病床の設備整備（保健衛生施設等設備整備費補助金へのメニュー追加） 補助率10/10 </div>			
3. 感染症の発生予防・防止措置の充実			[1,291,021] [1,388,955]
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防事業費〔負担金〕 補助率1/2・1/3 600,000 			602,031 → 602,031
4. 調査研究体制の強化			[3,849,462] [3,745,584]
<ul style="list-style-type: none"> ・結核研究所補助〔補助金〕 403,759 ・ワクチン製造供給事業総合対策費 34,699 ・厚生労働科学研究費 			438,458 → 438,458
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究 2,072,040 ・新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究 238,855 ・HTLV-1関連疾患に関する研究（一部再掲） 1,000,000 </div>			
5. 人材育成の充実及び国際協力の強化			[552,142] [536,310]
<ul style="list-style-type: none"> ・政府開発援助結核研究所補助〔補助金〕 16,958 			(51,021) (51,023)
6. 動物由来感染症対策			[116,032] [40,714]
<ul style="list-style-type: none"> ・動物由来感染症対策費（感染症発生動向等調査費） 20,614 ・動物由来感染症対策費（感染症予防対策費） 16,997 			113,802 → 38,484
7. その他			[1,399,264] [1,398,612]

2. エイズ対策

(単位：千円)

平成27年度 予算額	平成28年度 予算額(案)	差 引 増△減額	伸 率
千円 [4,680,046] (1,392,806) 1,392,806	千円 [4,493,591] (1,392,809) 1,392,809	千円 [△186,455] (3) 3	対前年度 △4.0% 対前年度 +0.0% 対前年度 +0.0%

HIV感染やエイズの発症予防のため、焦点を絞った普及啓発や、保健所等において、夜間・休日など利用者の利便性に配慮した検査・相談を行う。また、HIV感染者・エイズ患者への在宅医療・介護を含む医療体制の整備を図るとともに、感染者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等を行う。

1. 原因の究明・発生の予防及びまん延の防止	[329,623]	[324,915]
・エイズ発生動向調査経費	328,947	324,247
・血液凝固異常症実態調査事業		3,125
・HIV感染者等保健福祉相談事業		8,576
・保健所等におけるHIV検査・相談事業 [補助金] 補助率1/2		47,370
		265,176
2. 医療等の提供	[834,569]	[841,617]
・HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業	783,000	789,956
・中核拠点病院連絡調整員養成事業		46,796
・HIV診療医師情報網支援事業		12,087
・地方ブロック拠点病院整備促進事業 [補助金] 補助率10/10		13,900
・血友病患者等治療研究事業 [補助金] 補助率1/2, 10/10		218,552
		492,996
3. 研究開発の推進	[2,027,189]	[1,925,656]
厚生労働科学研究費		
・エイズ対策政策研究経費		608,727
・エイズ対策実用化研究経費		569,595
4. 国際的な連携	[124,138]	[105,128]
・エイズ国際協力計画推進検討事業	8,638	3,128
・エイズ国際会議研究者等派遣事業		835
		2,293
5. 人権の尊重・普及啓発及び教育・関係機関との新たな連携	[1,062,127]	[993,875]
・NGO等への支援事業	158,821	162,078
・「世界エイズデー」等啓発普及事業		132,591
・青少年エイズ対策事業		22,942
		915
6. 都道府県等によるエイズ対策促進	[113,400]	[113,400]
・エイズ対策促進事業 [補助金] 補助率1/2	113,400	113,400
		113,400
7. 国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費交付金	[189,000]	[189,000]

※1. []内の数字は厚生労働省計上分

※2. ()内の数字は健康局計上分

※3. []で囲んだ事項は他課計上分

平成 28 年 1 月 21 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ジカ熱に関する情報提供及び協力依頼について

南米を中心に感染が確認されているジカ熱に関して、昨年、ブラジル保健省は、妊娠中のジカ熱感染と胎児の小頭症に関連がみられるとの発表をしており、本年 1 月 15 日には、米国 CDC が、妊娠中のジカ熱感染に関してより詳細な調査結果が得られるまでは、流行国地域への妊婦の渡航を控えるよう警告を発出しました。それらを踏まえて、別紙のとおり、国立感染症研究所において、流行国地域への渡航及び国内でのジカ熱の流行に関するリスクアセスメントを行った結果、「詳細な調査結果が得られるまで妊婦の流行国地域への渡航は可能な限り控えた方がよいこと」、「国内での症例の発生に備え、神経症状の合併の可能性について、臨床医が認識していることが望ましいこと」から、ジカ熱の検査や診断について、下記のとおり、御協力をお願いします。

1. 検査依頼について

貴管内において、医療機関からジカ熱を疑う患者への対応についての相談や情報提供があった場合には、厚生労働省健康局結核感染症課に情報提供をお願いします。また、ジカ熱の検査を実施する場合には、国立感染症研究所のウイルス第一部と相談の上、検体搬送等の御協力をお願いします。

2. 医療機関の情報提供について、

1) 医療機関において、下記の情報を参考に、渡航歴や臨床症状等からジカ熱の可能性が考えられる患者を診察した場合には、最寄りの保健所に情報提供をお願いします。

2) ジカ熱の臨床上的特徴

(1) 症状

主として軽度の発熱 (<38.5℃)、頭痛、関節痛、筋肉痛、斑丘疹、疲労感、倦怠感などを呈する者（一般的にデング熱、チクングニア熱より軽症だが、血小板減少などが認められる場合もある）

(2) 潜伏期間 3日～12日

(3) 感染経路 ウイルスに感染した媒介蚊の吸血によりヒトへ感染

3) ジカ熱の流行国地域

本年1月15日時点で、ブラジル、コロンビア、エルサルバドル、仏領ギアナ、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、マルティニーク、メキシコ、パナマ、パラグアイ、プエルトリコ、スリナム、ベネズエラ

また、貴管内医療機関に対して、本件について情報共有いただきますようお願いいたします。
なお、ジカ熱に関する情報は、厚生労働省や国立国際医療研究センター等のホームページで提供されておりますので、業務の参考としてください。

(参考資料)

別紙：国立感染症研究所「ジカウイルス感染症（ジカ熱）のリスクアセスメント」

厚生労働省HP「ジカ熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

検疫所（FORTH）海外感染症情報

<http://www.forth.go.jp/topics/fragment5.html>

蚊媒介感染症専門医療機関一覧 一般社団法人日本感染症学会

http://www.kansensho.or.jp/mosquito/medical_list.html

国立国際医療研究センター ジカ熱

<http://www.dcc-ncgm.info/topic/topic-%E3%82%B8%E3%82%AB%E7%86%B1/?logout=1>

外務省 海外安全ホームページ

http://www2.anzen.mofa.go.jp/kaiian_search/pcspotwideareainfolist.asp?pageno=1&expireflg=0

WHO Zika virus

<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/zika/en/>

CDC Zika virus

<http://www.cdc.gov/zika/>

(連絡先)

厚生労働省健康局結核感染症課

電話：03-3595-2257 〈夜間・休日〉 090-8940-9123

国立感染症研究所ウイルス第一部第2室 室長 高崎智彦

電話：03-5285-1111（内線 2930）

国立国際医療研究センター

電話：03-3202-1012 〈休日・夜間〉 代表 03-3202-7181

各検疫所 御中

健康局 結核感染症課

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
企画情報課検疫所業務管理室

ジカ熱に関する情報提供及び協力依頼について

南米を中心に感染が確認されているジカ熱に関して、昨年、ブラジル保健省は、妊娠中のジカ熱感染と胎児の小頭症に関連がみられるとの発表をしており、本年 1 月 15 日には、米国 CDC が、妊娠中のジカ熱感染に関してより詳細な調査結果が得られるまでは、流行国地域への妊婦の渡航を控えるよう警告を発出しました。それらを踏まえて、別紙のとおり、国立感染症研究所において、流行国地域への渡航及び国内でのジカ熱の流行に関するリスクアセスメントを行った結果、「詳細な調査結果が得られるまで可能な限り妊婦の流行国地域への渡航は控えた方がよいこと」、「国内での症例の発生に備え、神経症状の合併の可能性について、臨床医が認識していることが望ましいこと」から、検疫所においては、リーフレット（別添）の設置等により、流行国地域への渡航者に情報提供を行うとともに、入国時の健康相談者において、下記情報の臨床症状等からジカ熱の可能性が考えられる場合には、蚊媒介感染症専門医療機関の受診を勧めるとともに、受診の際には医師にジカ熱の感染の可能性について申し出るよう助言等ご配慮願います。

また、ジカ熱の可能性が考えられる者がいた場合には、検疫所業務管理室までご一報ください。

記

1. ジカ熱の臨床上的特徴

(1) 症状

主として軽度の発熱 (<38.5℃)、頭痛、関節痛、筋肉痛、斑丘疹、疲労感、倦怠感などを呈する者（一般的にデング熱、チクングニア熱より軽症だが、血小板減少などが認められる場合もある）

(2) 潜伏期間 3 日～12 日

(3) 感染経路 ウイルスに感染した媒介蚊の吸血によりヒトへ感染

2. ジカ熱の流行国地域

本年 1 月 15 日時点で、ブラジル、コロンビア、エルサルバドル、仏領ギアナ、グアテ

マラ、ハイチ、ホンジュラス、マルティニーク、メキシコ、パナマ、パラグアイ、プエルトリコ、スリナム、ベネズエラ

(参考資料)

別紙：国立感染症研究所「ジカウイルス感染症（ジカ熱）のリスクアセスメント」

別添：リーフレット（中南米地域で「ジカ熱」が流行していますー 特に妊婦の方はご注意くださいー）

厚生労働省HP「ジカ熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

検疫所（FORTH）海外感染症情報

<http://www.forth.go.jp/topics/fragment5.html>

蚊媒介感染症専門医療機関一覧

http://www.kansensho.or.jp/mosquito/medical_list.html

国立国際医療研究センター ジカ熱

<http://www.dcc-ncgm.info/topic/topic-%E3%82%B8%E3%82%AB%E7%86%B1/?logout=1>

外務省 海外安全ホームページ

http://www2.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/pcspotwideareainfolist.asp?page=1&expireflg=0

WHO Zika virus

<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/zika/en/>

CDC Zika virus

<http://www.cdc.gov/zika/>

中南米地域で「ジカ熱」が流行しています

— 特に妊婦の方はご注意ください —

【症状】

主として軽度の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、斑丘疹、結膜炎、疲労感、倦怠感などを呈します。これらの症状は軽く、通常、2～7日続きます。

【治療等】

対症療法となります。通常は比較的症状が軽く、特別な治療を必要としません。

【予防対策】

海外の流行地域に渡航される際は、蚊に刺されないように注意しましょう。長袖、長ズボンの着用が推奨されます。また蚊の忌避剤なども現地では利用されています。

【流行地域】

アフリカ、中央・南アメリカ、アジア太平洋地域で発生がありますが、近年は中南米で流行が拡大しています。

※平成28年1月15日時点流行地域(米国CDC)

ブラジル、コロンビア、エルサルバドル、仏領ギアナ、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、マルティニーク、メキシコ、パナマ、パラグアイ、プエルトリコ、スリナム、ベネズエラ

【妊婦の方へ】

近年、ブラジルにおいて小頭症の新生児が増えており、ジカウイルスとの関連が示唆されています。このため、妊婦の方の流行地域への渡航を控えたほうが良いとされています。やむを得ず渡航する場合は、厳密な防蚊対策を講じることが必要です。

【流行地域に渡航される方へ】

【渡航中】

流行地域では、長袖、長ズボンや着用、蚊の忌避剤を使用し、蚊に刺されないように注意しましょう。

【帰国時、帰国後】

すべての蚊がジカウイルスを保有している訳ではないので、蚊にさされたことだけで過分に心配する必要はありませんが、心配な方や発熱等の症状のある方は、帰国された際に、検疫所でご相談ください。

また、帰国後に心配なことがある場合は、最寄りの保健所等にご相談ください。

検疫所ホームページ FORTH

<http://www.forth.go.jp>

FORTH



新規HIV感染者・エイズ患者報告数、検査・相談件数推移

新規HIV感染者・エイズ患者報告数

S63まで	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23□	H24	H25	H26	合計
39	21	31	38	51	86	136	169	234	250	231	301	329	332	308	336	385	367	406	418	431	431	469	473	447	484	455	7,658
78	80	66	200	442	277	298	277	376	397	422	530	462	621	614	640	780	832	952	1,082	1,126	1,021	1,075	1,056	1,002	1,106	1,091	16,903
117	101	97	238	493	363	434	446	610	647	653	831	791	953	922	976	1,165	1,199	1,358	1,500	1,557	1,452	1,544	1,529	1,449	1,590	1,546	24,561

<上段:エイズ患者報告数 中段:HIV感染者報告数 下段:エイズ患者・HIV感染者の合計>

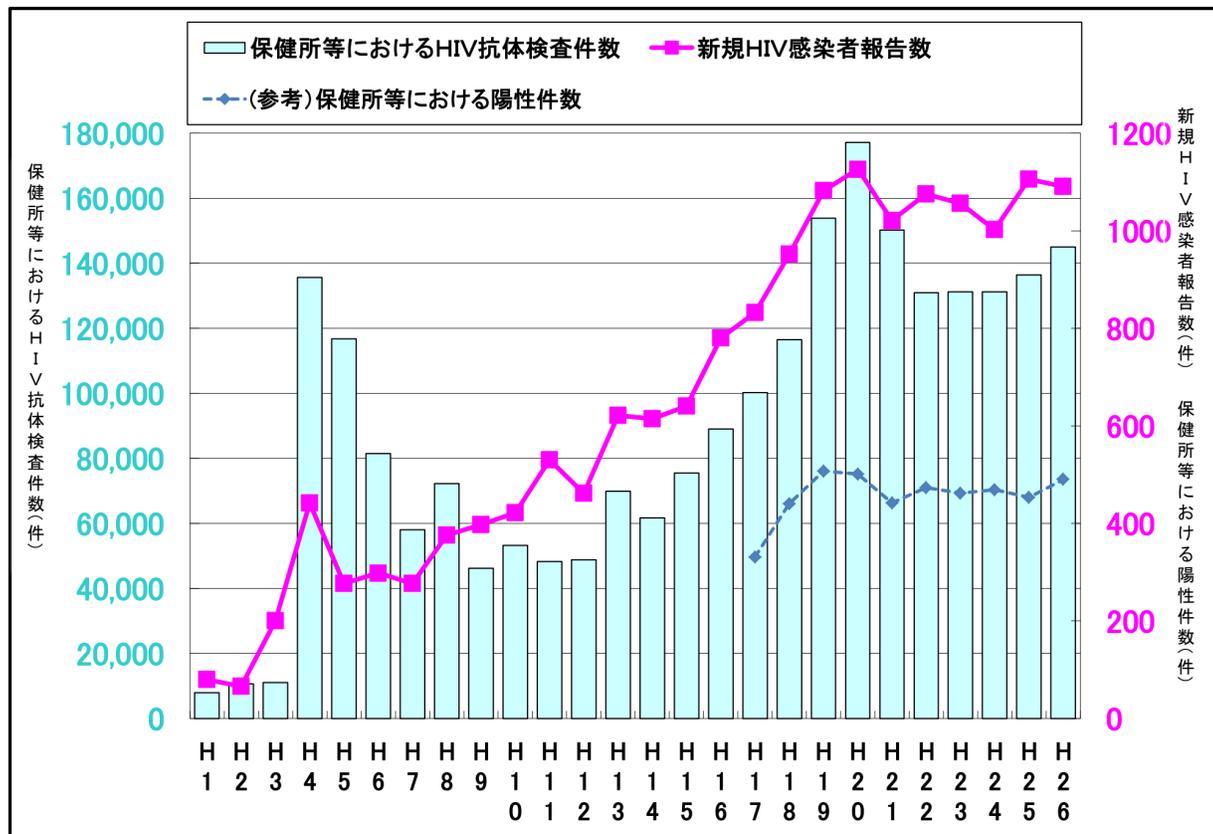
保健所等におけるHIV抗体検査件数

S63まで	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計		
47,470	7,864	10,649	10,980	135,674	116,712	81,495	57,978	72,186	46,237	53,218	48,218	48,754	69,925	61,652	75,539	89,004	100,287	116,550	153,816	177,156	150,252	130,930	131,243	131,235	136,400	145,048	2,406,472		
													(参考)保健所等における陽性件数	331	440	507	501	442	473	462	469	453	490	-					

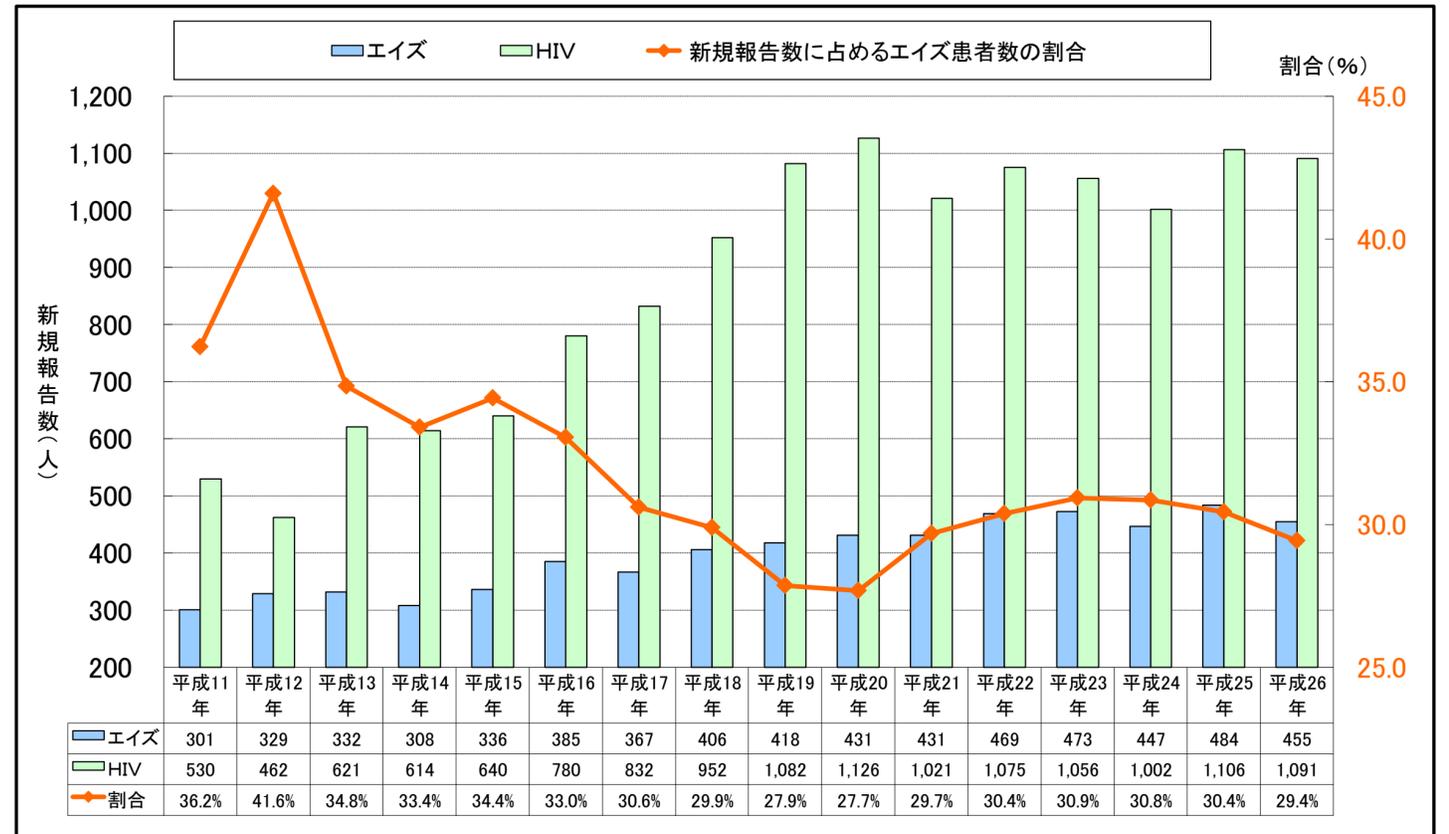
保健所等における相談件数

S63まで	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
132,004	14,603	17,458	18,002	251,926	245,299	175,837	124,735	172,641	96,735	111,046	103,206	107,266	141,269	108,911	130,153	146,585	161,474	173,651	214,347	230,091	193,271	164,264	163,006	153,583	145,401	150,993	3,847,757

新規HIV感染者報告数、保健所等におけるHIV抗体検査件数



新規HIV感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者数の割合



平成27年度HIV検査普及週間における検査・相談体制（平成27年5月18日現在）

		夜間検査		休日検査		迅速検査		検査普及週間に 関連した イベント等の 取組
		平常時	検査普及週間	平常時	検査普及週間	平常時	検査普及週間	
都道府県（47）	1 北海道		●			○	●	●
	2 青森県	○			●	○		
	3 岩手県	○	●		●	○		●
	4 宮城県		●		●	○	●	
	5 秋田県	○	●		●	○	●	●
	6 山形県		●			○	●	●
	7 福島県	○				○		
	8 茨城県	○					○	●
	9 栃木県		●				○	●
	10 群馬県	○		○			○	
	11 埼玉県	○		○			○	
	12 千葉県	○		○			○	●
	13 東京都	○	●	○	●	○	●	●
	14 神奈川県			○			○	●
	15 新潟県	○					○	●
	16 富山県		●		●	○	●	
	17 石川県	○	●			○	●	●
	18 福井県	○	●		●	○	●	
	19 山梨県	○	●			○	●	
	20 長野県	○	●			○	●	●
	21 岐阜県	○				○		
	22 静岡県	○		○	●	○		●
	23 愛知県	○			●	○		
	24 三重県	○	●			○	●	●
	25 滋賀県						○	●
	26 京都府	○	●			○	●	●
	27 大阪府	○		○			○	●
	28 兵庫県	○	●	○	●	○	●	●
	29 奈良県		●		●	○	●	●
	30 和歌山県	○			●	○	●	
	31 鳥取県		●		●	○		●
	32 島根県		●		●	○	●	
	33 岡山県		●			○		●
	34 広島県	○	●	○	●	○	●	●
	35 山口県	○				○		●
	36 徳島県	○	●			○	●	●
	37 香川県		●		●	○	●	
	38 愛媛県		●		●	○	●	
	39 高知県		●			○		
	40 福岡県		●		●	○	●	●
	41 佐賀県	○	●		●	○	●	●
	42 長崎県	○	●		●	○	●	
	43 熊本県	○	●			○	●	●
	44 大分県		●		●	○	●	●
	45 宮崎県	○	●			○	●	●
	46 鹿児島県		●		●	○		
	47 沖縄県	○	●		●			●
指定都市（20）	48 札幌市	○		○		○		
	49 仙台市	○		○	●	○	●	●
	50 さいたま市	○		○		○		●
	51 千葉市	○		○	●	○		●
	52 川崎市			○				
	53 横浜市	○		○		○		
	54 相模原市		●	○		○		
	55 新潟市	○	●	○	●	○	●	●
	56 静岡市	○	●			○	●	●
	57 浜松市	○		○	●	○	●	
	58 名古屋市	○		○		○		
	59 京都市	○	●	○		○	●	●
	60 大阪市	○		○		○		●
	61 堺市	○	●	○		○		●
	62 神戸市	○		○		○		
	63 岡山市	○						●
	64 広島市	○			●	○	●	●
	65 福岡市	○		○		○		●
	66 北九州市	○			●	○		
	67 熊本市	○		○		○		●

		夜間検査		休日検査		迅速検査		検査普及週間に 関連した イベント等の 取組
		平常時	検査普及週間	平常時	検査普及週間	平常時	検査普及週間	
中核市（45）	68 旭川市	○		○		○		●
	69 函館市			○		○		●
	70 青森市					○		
	71 盛岡市				●	○	●	
	72 秋田市	○	●			○		
	73 郡山市	○		○	●	○	●	●
	74 いわき市	○	●			○	●	
	75 宇都宮市			○	●	○		
	76 前橋市		●			○	●	●
	77 高崎市	○				○	●	●
	78 川越市	○		○		○		
	79 越谷市							
	80 船橋市			○		○		●
	81 柏市	○	●	○	●	○	●	●
	82 八王子市					○	●	●
	83 横須賀市	○		○		○		●
	84 富山市		●		●	○	●	
	85 金沢市	○		○	●	○	●	●
	86 長野市	○	●		●	○	●	●
	87 岐阜市	○	●			○	●	
	88 豊田市	○				○		
	89 岡崎市	○			●	○		
	90 豊橋市	○	●		●	○	●	
	91 大津市					○		●
	92 豊中市		●		●	○	●	●
	93 高槻市	○	●			○		●
	94 枚方市							●
	95 東大阪市		●				●	
	96 姫路市	○		○	●	○	●	●
	97 西宮市	○				○	●	●
	98 尼崎市							●
	99 奈良市		●		●	○		●
	100 和歌山市	○			●		●	●
	101 倉敷市	○		○		○		
	102 福山市	○			●	○	●	
	103 下関市				●		●	
	104 高松市	○						
	105 松山市	○		○	●			
	106 高知市	○						●
	107 久留米市		●				●	●
	108 長崎市		●			○		●
	109 大分市	○			●	○	●	
	110 宮崎市	○			●	○		
	111 鹿児島市	○			●	○		
	112 那覇市	○				○		
保健所設置市（7）	113 小樽市					○		
	114 町田市				●		●	●
	115 藤沢市		●			○	●	
	116 四日市市	○	●					
	117 呉市		●			○	●	
	118 大牟田市		●			○		
	119 佐世保市	○			●	○		
特別区（23）	120 千代田区					○	●	●
	121 中央区		●					●
	122 港区		●	○	●			●
	123 新宿区	○						●
	124 文京区					○		●
	125 台東区					○		●
	126 墨田区							
	127 江東区		●				●	
	128 品川区			○		○		
	129 目黒区							●
	130 大田区							
	131 世田谷区		●					
	132 渋谷区				●		●	
	133 中野区			○		○		
	134 杉並区			○		○		
	135 豊島区						●	
	136 北区					○		
	137 荒川区							
	138 板橋区							●
	139 練馬区					○		●
	140 足立区					○		
	141 葛飾区					○		
	142 江戸川区					○		

(注1) ○…平常から実施している自治体(27年度開始予定を含む。)
●…検査普及週間に実施を強化する自治体

(注2) 夜間検査…保健所閉所(17:00)以降に実施する検査
休日検査…土日・休日に実施する検査
迅速検査…迅速検査キットを使用し、即日で結果の分かる検査

計	78	59	41	52	116	62	74
割合(%)	54.9	41.5	28.9	36.6	81.7	43.7	52.1

平成27年度「世界エイズデー」前後における検査・相談体制 (平成27年11月20日現在)

		夜間検査		休日検査		迅速検査		エイズデーに関連したイベント等の取組
		平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	
都道府県(47)	1 北海道	○	●		●	○	●	○
	2 青森県	○				○		○
	3 岩手県	○	●		●	○	●	○
	4 宮城県				●	○	●	○
	5 秋田県	○	●			○	●	○
	6 山形県		●			○	●	○
	7 福島県	○				○		
	8 茨城県	○	●			○		○
	9 栃木県	○	●			○	●	○
	10 群馬県	○	●			○	●	○
	11 埼玉県	○			●	○	●	○
	12 千葉県	○	●		●	○	●	○
	13 東京都	○	●	○	●	○	●	○
	14 神奈川県		●	○	●	○	●	○
	15 新潟県	○				○		○
	16 富山県		●		●	○	●	○
	17 石川県	○				○		○
	18 福井県	○	●		●	○	●	○
	19 山梨県	○	●			○	●	○
	20 長野県	○	●			○	●	○
	21 岐阜県	○			●	○	●	○
	22 静岡県	○	●	○		○	●	○
	23 愛知県	○			●	○	●	○
	24 三重県	○	●			○	●	○
	25 滋賀県					○	●	○
	26 京都府	○	●			○	●	○
	27 大阪府	○		○		○		○
	28 兵庫県		●		●	○	●	○
	29 奈良県		●		●	○	●	○
	30 和歌山県	○	●		●	○	●	○
	31 鳥取県		●		●	○	●	○
	32 島根県		●		●	○	●	○
	33 岡山県		●			○	●	○
	34 広島県		●	○	●	○	●	○
	35 山口県	○	●		●	○	●	○
	36 徳島県	○	●			○	●	○
	37 香川県		●		●	○	●	○
	38 愛媛県		●		●	○	●	○
	39 高知県	○	●			○		○
	40 福岡県		●		●	○	●	○
	41 佐賀県	○	●		●	○	●	○
	42 長崎県	○	●	○	●	○	●	○
	43 熊本県	○	●			○	●	○
	44 大分県		●		●	○	●	○
	45 宮崎県	○	●			○	●	○
	46 鹿児島県		●		●	○	●	○
	47 沖縄県	○	●			○	●	○
指定都市(20)	48 札幌市	○	●	○	●	○	●	○
	49 仙台市	○	●	○	●	○	●	○
	50 さいたま市	○	●		●	○	●	○
	51 千葉市	○			●	○	●	○
	52 川崎市		●	○	●	○	●	○
	53 横浜市	○	●	○		○		○
	54 相模原市	○	●	○		○	●	○
	55 新潟市		●		●		●	○
	56 静岡市	○	●				●	○
	57 浜松市	○	●		●		●	○
	58 名古屋市	○		○		○		○
	59 京都市	○	●	○	●	○	●	○
	60 大阪市	○	●	○		○	●	○
	61 堺市	○	●	○		○		○
	62 神戸市	○		○		○		○
	63 岡山市	○	●					○
	64 広島市	○			●	○	●	○
	65 福岡市			○	●	○	●	○
	66 北九州市	○			●	○	●	○
	67 熊本市	○		○	●	○	●	○

		夜間検査		休日検査		迅速検査		エイズデーに関連したイベント等の取組
		平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	
中核市(45)	68 旭川市	○		○	●	○	●	○
	69 函館市			○		○		○
	70 青森市					○		○
	71 盛岡市				●	○	●	○
	72 秋田市	○	●		●	○	●	○
	73 郡山市	○		○		○		○
	74 いわき市	○			●	○	●	○
	75 宇都宮市			○	●	○		○
	76 前橋市		●			○	●	○
	77 高崎市	○			●	○		○
	78 川越市	○			●	○		○
	79 越谷市							○
	80 船橋市			○	●	○	●	○
	81 柏市	○	●	○	●	○	●	○
	82 八王子市					○	●	○
	83 横須賀市	○			●		●	○
	84 富山市		●		●	○	●	○
	85 金沢市	○			●	○	●	○
	86 長野市	○	●		●	○	●	○
	87 岐阜市	○				○	●	○
	88 豊田市	○				○		○
	89 岡崎市	○	●			○	●	○
	90 豊橋市	○	●		●	○	●	○
	91 大津市					○		○
	92 豊中市		●		●	○	●	○
	93 高槻市		●					○
	94 枚方市							○
	95 東大阪市		●				●	○
	96 姫路市	○			●	○	●	○
	97 西宮市	○	●			○	●	○
	98 尼崎市							○
	99 奈良市					○		○
	100 和歌山市	○			●		●	○
	101 倉敷市	○	●	○	●	○	●	○
	102 福山市	○			●	○	●	○
	103 下関市						●	○
	104 高松市		●					○
	105 松山市	○	●		●			○
	106 高知市	○	●					○
	107 久留米市		●				●	○
	108 長崎市		●		●	○	●	○
	109 大分市	○			●	○	●	○
	110 宮崎市	○				○		○
	111 鹿児島市	○			●	○	●	○
	112 那覇市	○			●	○	●	○
保健所設置市(7)	113 小樽市				○	●		○
	114 町田市				●		●	○
	115 藤沢市				●			○
	116 四日市市	○	●					○
	117 呉市		●			○	●	○
	118 大牟田市		●			○	●	○
	119 佐世保市	○	●			○	●	○
特別区(23)	120 千代田区				●	○	●	○
	121 中央区		●				○	○
	122 港区		●	○	●		●	○
	123 新宿区	○	●					○
	124 文京区					○		○
	125 台東区					○		○
	126 墨田区						●	
	127 江東区		●				●	
	128 品川区							○
	129 目黒区							○
	130 大田区		●				●	○
	131 世田谷区		●					○
	132 渋谷区				●		●	○
	133 中野区			○		○		○
	134 杉並区			○		○		○
	135 豊島区				●		●	○
	136 北区					○		○
	137 荒川区							○
	138 板橋区							○
	139 練馬区					○	●	○
	140 足立区					○		○
	141 葛飾区					○		○
	142 江戸川区					○		○

(注1) ○…平常から実施している自治体
●…世界エイズデー前後に実施、又は実施を強化する自治体

(注2) 夜間検査…保健所閉所(17:00)以降に実施する検査
休日検査…土日・休日に実施する検査
迅速検査…迅速検査キットを使用し、即日で結果の分かる検査

計	76	77	28	67	110	96	129
割合(%)	53.5	54.2	19.7	47.2	77.5	67.6	90.8

エイズ治療拠点病院選定状況

平成28年1月1日現在

	ブロック拠点病院	中核拠点病院
	383医療機関	
北海道 (19医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 旭川医科大学病院 北海道大学病院 旭川赤十字病院 広域紋別病院 JA北海道厚生連帯広厚生病院 小樽市立病院 市立札幌病院 総合病院釧路赤十字病院 (独)国立病院機構北海道医療センター 北海道立江差病院 	<ul style="list-style-type: none"> 札幌医科大学附属病院 (独)労働者健康福祉機構釧路労災病院 北見赤十字病院 JA北海道厚生連旭川厚生病院 市立旭川病院 市立釧路総合病院 市立函館病院 (独)国立病院機構旭川医療センター (独)国立病院機構北海道がんセンター
青森県 (4医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 青森県立中央病院 八戸市立市民病院 	<ul style="list-style-type: none"> (独)国立病院機構弘前病院 弘前大学医学部附属病院
岩手県 (4医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 岩手医科大学附属病院 (独)国立病院機構岩手病院 	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県立中央病院 (独)国立病院機構盛岡病院
宮城県 (7医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (独)国立病院機構仙台医療センター 東北大学病院 (独)国立病院機構宮城病院 宮城県立循環器・呼吸器病センター 	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市立病院 (独)国立病院機構仙台西多賀病院 宮城県立がんセンター
秋田県 (4医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 秋田大学医学部附属病院 秋田赤十字病院 	<ul style="list-style-type: none"> JA秋田厚生連平鹿総合病院 大館市立総合病院
山形県 (9医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 山形県立中央病院 山形大学医学部附属病院 日本海総合病院 山形県立新庄病院 米沢市立病院 	<ul style="list-style-type: none"> 公立置賜総合病院 鶴岡市立荘内病院 山形県立河北病院 山形市立病院済生館
福島県 (14医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 公立大学法人福島県立医科大学附属病院 いわき市立総合磐城共立病院 (一財)太田総合病院附属太田熱海病院 (一財)竹田総合病院 寿泉堂総合病院 (独)労働者健康福祉機構福島労災病院 福島県立医科大学会津医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 会津中央病院 公立岩瀬病院 (一財)太田総合病院附属太田西ノ内病院 社団(医)呉羽総合病院 (独)国立病院機構福島病院 JA福島厚生連白河厚生総合病院 南相馬市立総合病院
茨城県 (10医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 筑波大学附属病院 茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター 総合病院土浦協同病院 (独)国立病院機構茨城東病院 (独)国立病院機構水戸医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 茨城西南医療センター病院 株式会社日立製作所ひたちなか総合病院 東京医科大学茨城医療センター (独)国立病院機構霞ヶ浦医療センター 水戸赤十字病院
栃木県 (10医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 自治医科大学附属病院 獨協医科大学病院 那須赤十字病院 (独)国立病院機構栃木医療センター 栃木県立がんセンター 	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県済生会宇都宮病院 足利赤十字病院 (独)国立病院機構宇都宮病院 栃木県立岡本台病院 芳賀赤十字病院

エイズ治療拠点病院選定状況

平成28年1月1日現在

	ブロック拠点病院	中核拠点病院
群馬県 (4医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 群馬大学医学部附属病院 (独)国立病院機構西群馬病院 	<ul style="list-style-type: none"> (独)国立病院機構高崎総合医療センター 前橋赤十字病院
埼玉県 (6医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (独)国立病院機構東埼玉病院 自治医科大学附属さいたま医療センター (独)国立病院機構西埼玉中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉医科大学病院 (独)国立病院機構埼玉病院 防衛医科大学校病院
千葉県 (9医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 千葉大学医学部附属病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 (独)国立病院機構千葉東病院 成田赤十字病院 	<ul style="list-style-type: none"> 東京勤労者医療会東葛病院 国保直営総合病院君津中央病院 総合病院国保旭中央病院 (独)国立病院機構千葉医療センター
東京都 (44医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 慶応義塾大学病院 がん・感染症センター都立駒込病院 青梅市立総合病院 学校法人日本大学日本大学医学部附属板橋病院 公立昭和病院 聖路加国際病院 (公財)東京都保健医療公社大久保病院 (公財)東京都保健医療公社多摩北部医療センター (公財)東京都保健医療公社豊島病院 順天堂大学医学部附属順天堂医院 日本大学病院 東京医科大学病院 東京女子医科大学病院 東京大学医学部附属病院 東京都立大塚病院 東京都立広尾病院 東邦大学医療センター大森病院 (独)国立病院機構東京医療センター 日本医科大学多摩永山病院 日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院 日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院 東京慈恵会医科大学葛飾医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 東京慈恵会医科大学附属病院 医療法人財団荻窪病院 帝京大学医学部附属病院 杏林大学医学部附属病院 国家公務員共済組合連合会立川病院 (公財)東京都保健医療公社荏原病院 (公財)東京都保健医療公社多摩南部地域病院 (公財)東京都保健医療公社東部地域病院 (独)地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター 昭和大学病院 東京医科歯科大学医学部附属病院 東京医科大学八王子医療センター 東京大学医科学研究所附属病院 (地独)東京都健康長寿医療センター 東京都立多摩総合医療センター 東京都立墨東病院 (独)国立国際医療研究センター病院 (独)国立病院機構東京病院 日本医科大学付属病院 日本赤十字社医療センター 町田市民病院 (独)地域医療機能推進機構東京高輪病院
神奈川県 (17医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (公大)横浜市立大学附属病院 神奈川県立足柄上病院 神奈川県立汐見台病院 川崎市立川崎病院 (公大)横浜市立大学附属市民総合医療センター 相模原赤十字病院 (独)国立病院機構相模原病院 秦野赤十字病院 横浜市立みなと赤十字病院 	<ul style="list-style-type: none"> 厚木市立病院 神奈川県立こども医療センター 川崎市立井田病院 北里大学病院 聖マリアンナ医科大学病院 東海大学医学部附属病院 (独)国立病院機構横浜医療センター 横浜市立市民病院
新潟県 (6医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 新潟大学医歯学総合病院 新潟市民病院 長岡赤十字病院 	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県立新発田病院 (独)国立病院機構西新潟中央病院 新潟県立中央病院

エイズ治療拠点病院選定状況

平成28年1月1日現在

	ブロック拠点病院	中核拠点病院
山梨県 (9医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県立中央病院 市立甲府病院 韮崎市国民健康保険韮崎市立病院 富士吉田市立病院 山梨大学医学部附属病院 	<ul style="list-style-type: none"> 大月市立中央病院 都留市立病院 (独)国立病院機構甲府病院 山梨赤十字病院
長野県 (8医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 長野県立須坂病院 JA長野厚生連佐久総合病院 諏訪赤十字病院 (独)国立病院機構まつもと医療センター松本病院 	<ul style="list-style-type: none"> 飯田市立病院 信州大学医学部附属病院 (独)国立病院機構信州上田医療センター 長野赤十字病院
富山県 (2医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 富山県立中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> (国大)富山大学附属病院
石川県 (8医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 石川県立中央病院 国民健康保険小松市民病院 (独)国立病院機構医王病院 (独)国立病院機構金沢医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 金沢医科大学病院 (国大)金沢大学附属病院 (独)国立病院機構石川病院 七尾市公立能登総合病院
福井県 (4医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 福井大学医学部附属病院 (独)国立病院機構敦賀医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 市立敦賀病院 福井県立病院
岐阜県 (8医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (国大)岐阜大学医学部附属病院 木沢記念病院 岐阜県立下呂温泉病院 高山赤十字病院 	<ul style="list-style-type: none"> 大垣市民病院 岐阜県総合医療センター 岐阜県立多治見病院 (独)国立病院機構長良医療センター
静岡県 (22医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 浜松医療センター 静岡市立静岡病院 磐田市立総合病院 (地独)静岡県立病院機構静岡県立総合病院 静岡市立清水病院 (社福)聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院 順天堂大学医学部附属静岡病院 市立湖西病院 (独)国立病院機構静岡医療センター 浜松赤十字病院 富士市立中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> 沼津市立病院 JA静岡厚生連遠州病院 静岡済生会総合病院 静岡赤十字病院 (社福)聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院 伊東市民病院 市立島田市民病院 浜松医科大学医学部附属病院 藤枝市立総合病院 富士宮市立病院 焼津市立総合病院
愛知県 (13医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (独)国立病院機構名古屋医療センター 愛知医科大学病院 岡崎市民病院 (独)国立病院機構東名古屋病院 名古屋市立大学病院 名古屋第一赤十字病院 藤田保健衛生大学病院 	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋大学医学部附属病院 愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院 社会医療法人宏潤会大同病院 豊橋市民病院 名古屋市立東部医療センター 名古屋第二赤十字病院
三重県 (4医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (国大)三重大学医学部附属病院 三重県立総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> (独)国立病院機構三重中央医療センター 伊勢赤十字病院
滋賀県 (4医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (国大)滋賀医科大学医学部附属病院 彦根市立病院 	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県立成人病センター 大津赤十字病院

エイズ治療拠点病院選定状況

平成28年1月1日現在

	ブロック拠点病院	中核拠点病院
京都府 (10医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 京都大学医学部附属病院 京都府立医科大学附属病院 公立南丹病院 (地独)京都市立病院機構京都市立病院 (独)国立病院機構舞鶴医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 京都第一赤十字病院 京都府立医科大学附属北部医療センター 京都山城総合医療センター (独)国立病院機構京都医療センター 医療法人清仁会洛西ニュータウン病院
大阪府 (16医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (独)国立病院機構大阪医療センター (地独)大阪府立病院機構大阪府立急性期・総合医療センター 大阪医科大学附属病院 大阪大学医学部附属病院 学校法人近畿大学近畿大学医学部附属病院 (独)地域医療機能推進機構星ヶ丘医療センター (独)国立病院機構近畿中央胸部疾患センター 東大阪市立総合病院 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市立総合医療センター 堺市立総合医療センター 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター 大阪市立大学医学部附属病院 (独)国立病院機構大阪南医療センター (独)国立病院機構刀根山病院 りんくう総合医療センター 関西医科大学附属枚方病院
兵庫県 (11医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫医科大学病院 神戸大学医学部附属病院 (独)国立病院機構神戸医療センター (独)国立病院機構兵庫中央病院 兵庫県立尼崎総合医療センター 兵庫県立加古川医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> (地独)神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院 公立豊岡病院組合立豊岡病院 (独)国立病院機構姫路医療センター (独)労働者健康福祉機構関西労災病院 兵庫県立淡路医療センター
奈良県 (2医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (公大)奈良県立医科大学附属病院 	<ul style="list-style-type: none"> 市立奈良病院
和歌山県 (2医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県立医科大学附属病院 	<ul style="list-style-type: none"> (独)国立病院機構南和歌山医療センター
鳥取県 (3医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (国大)鳥取大学医学部附属病院 鳥取県立中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> (独)国立病院機構米子医療センター
島根県 (5医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (国大)島根大学医学部附属病院 (独)国立病院機構浜田医療センター 松江赤十字病院 	<ul style="list-style-type: none"> 島根県立中央病院 益田赤十字病院
岡山県 (10医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 川崎医科大学附属病院 岡山大学病院 (公財)大原記念倉敷中央医療機構倉敷中央病院 津山中央病院 (独)国立病院機構南岡山医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 岡山済生会総合病院附属外来センター 川崎医科大学附属川崎病院 総合病院岡山赤十字病院 (独)国立病院機構岡山医療センター (独)労働者健康福祉機構岡山労災病院
広島県 (5医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 県立広島病院 広島大学病院 (独)国立病院機構福山医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 広島市立広島市民病院 (独)国立病院機構呉医療センター
山口県 (5医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (独)国立病院機構関門医療センター (独)国立病院機構岩国医療センター 山口県立総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 山口大学医学部附属病院 (独)国立病院機構山口宇部医療センター
徳島県 (6医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 徳島大学病院 徳島県立三好病院 JA徳島厚生連阿南共栄病院 	<ul style="list-style-type: none"> 徳島県立中央病院 徳島県立海部病院 (地独)徳島県鳴門病院
香川県 (5医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (国大)香川大学医学部附属病院 高松赤十字病院 (独)国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 香川県立中央病院 三豊総合病院

エイズ治療拠点病院選定状況

平成28年1月1日現在

	ブロック拠点病院	中核拠点病院
愛媛県 (17医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛大学医学部附属病院 愛媛県立中央病院 愛媛県立南宇和病院 西条市立周桑病院 社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院 (一財)創精会松山記念病院 市立大洲病院 (独)国立病院機構愛媛医療センター 松山赤十字病院 	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県立今治病院 愛媛県立新居浜病院 公立学校共済組合三島医療センター 西条中央病院 (一財)積善会十全総合病院 市立宇和島病院 市立八幡浜総合病院 (独)労働者健康福祉機構愛媛労災病院
高知県 (5医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 高知大学医学部附属病院 高知県立あき総合病院 (独)国立病院機構高知病院 	<ul style="list-style-type: none"> 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター 高知県立幡多けんみん病院
福岡県 (7医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> (独)国立病院機構九州医療センター 飯塚病院 久留米大学病院 福岡大学病院 	<ul style="list-style-type: none"> 産業医科大学病院 九州大学病院 聖マリア病院
佐賀県 (2医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀大学医学部附属病院 	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県医療センター好生館
長崎県 (3医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 長崎大学病院 (独)国立病院機構長崎医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 佐世保市立総合病院
熊本県 (3医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 熊本大学医学部附属病院 (独)国立病院機構熊本医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本市立熊本市民病院
大分県 (5医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 大分大学医学部附属病院 (独)国立病院機構大分医療センター (独)国立病院機構別府医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 大分県立病院 (独)国立病院機構西別府病院
宮崎県 (3医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県立宮崎病院 宮崎大学医学部附属病院 	<ul style="list-style-type: none"> (独)国立病院機構都城医療センター
鹿児島県 (6医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島大学病院 鹿児島県立大島病院 (独)国立病院機構鹿児島医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 出水総合医療センター 県民健康プラザ鹿屋医療センター (公財)昭和会 今給黎総合病院
沖縄県 (3医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> 琉球大学医学部附属病院 沖縄県立中部病院 	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

(383医療機関)

HIV診療等に関するマニュアル・ガイドラインについて

エイズ予防情報ネット(<http://api-net.jfap.or.jp/>)に掲載される主なマニュアル・ガイドライン

厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業による マニュアル・ガイドライン	作成
抗HIV治療ガイドライン	平成26年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班
HIV 母子感染予防対策マニュアル	平成25年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV 母子感染の疫学調査と予防対策および女性・小児感染者支援に関する研究」班
歯科診療における院内感染予防ガイドライン	平成16年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV 感染症の医療体制の整備に関する研究」班
血液製剤によるHIV/HCV重複感染患者に対する肝移植の診療ガイドライン	平成21年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV/HCV重複感染患者に対する肝移植のための組織構築に関する研究」班
社会福祉施設で働くみなさんへ HIV／エイズの正しい知識 ～知ることから始めよう～	平成23年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班
在宅医療を支えるみんなに知ってほしいこと	平成23年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班
医療事故後のHIV 感染防止のための予防服用マニュアル	国立国際医療センター病院 エイズ治療・研究開発センター(ACC)
透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン	平成26年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班

【参考】学会等によるマニュアル・ガイドライン	作成
インヒビター保有先天性血友病患者に対する止血治療ガイドライン	日本血栓止血学会 (http://www.jsth.org/committee/guideline.html)

※上記以外のマニュアル・ガイドラインについても、適宜参照の上、活用されたい。